

## 55 精神科作業療法職の専門分化過程の

考察(二)——昭和四〇年の法制定と旧従事者への影響

柳 田 純 子

順天堂大学医史学研究室

前報告(平成十六年)で論者は、一九六五(昭和四十一年)年の理学療法士及び作業療法士法の制定による資格化が精神科作業療法に従事者の職務に及ぼした影響に関して、以下の問題を提起した。

法制定により新職種が導入され当該職務の専門職化が進んだという見解は、従来から見られるが、資格化が従事者職務に及ぼした影響のうち良い面のみを捉えている。問題の所在は、法制定以前から日本の風土や文化のなかで培われてきた精神科領域での取り組みが存在し、それを担ってきた従事者たちが資格制度をどう受留めたか等、彼らの職業意識に関して職種の特分化に関する史的観点からほとんど考察されなかった

点にある。

本報告の目的は、精神科作業療法従事職の専門分化の史的過程における資格化の意味を、旧従事者の視点を通して検討することである。

まず身分法制定の主旨に関して、当時の厚生省医務局が同法案を第四十八回国会に提案するために作成した資料、及び法案成立後に発刊された解説資料を参照した。法案提案理由の説明冒頭では、身体又は精神に障害のある者を社会生活へすみやかに復帰せしめるためのリハビリテーションの根幹をなす医学的リハビリテーションが欧米諸国より遅れているという問題意識を挙げている。そして問題の打開策として資格制度の創設が検討されてきたこと、また国立療養所東京病院に附属リハビリテーション学院が設置されて、人材の養成が既に進められているという進捗説明がある。この進捗状況のもと、資格制度の成案を得たので本法案を提案するという主旨が説明されている。

一方、法制定以前に従事していた者の資格化に関する内容としては、同法案の付帯決議事項に盛り込まれ

た下記が相当する。すなわち、昭和四十六年三月末日までの特例経過措置として、一、大学に入学することができる者、二、厚生大臣指定の講習会を修了した者、三、病院や診療所等の施設で五年以上の経験を有する者、以上の各号に合致することによって国家試験受験資格が得られるという条件が示されている。

国会の議事記録を参照した結果、付帯決議事項も含めて同法案は異議なしで議決されていた。しかしながら法案提案の主旨は、新職種の専門技術者を欧米の資格制度に倣って導入する性格が強く、旧従事者の再教育による専門化の観点がきわめて限定されていたと考えられる。

次に旧従事者への聴き取り内容の考察に入る。調査に応じた旧従事者は男性計六名で、昭和二〇～三十年代に精神科の医療施設に入職していた。入職時の職種名称は作業指導員三名、看護職二名、セラピスト一名であった。以下に旧従事者から示された主な点を挙げる。

第一に、付帯決議事項のなかの学歴要件に合致しなかったり、五年の時限措置により経験年数が不足したり

したため、国家試験受験資格が得られなかったことが制約であった。第二に、リハビリテーション学院の入学希望者の枠は設けられていなかった。仕事と両立可能な夜間部の設置を陳情したこともあった。第三に、日々の実践から何が患者にとって良いかを試行しながら積み上げていく実践主体のアプローチを採っていた。何らかの理論づけが必要であると認識していたが、すべてを欧米流に変えることは日本の風土や文化に合わない面もあることを感じていた。

以上の検討の結果、身分法制定の主旨に旧従事者の再教育による専門化がほとんど考慮されておらず、旧従事者の専門性向上への意欲がそがれた状況が生じていたことがわかった。今後は昭和四〇～五十年代に入職した作業療法士からの聴き取り結果も含めて、資格制度が新旧従事者に及ぼした影響に関して考察を深める。